

売り払いのお知らせ

●留意事項

- (1) 売払を完了した場合や諸事情により、予期せず売払いを終了または中断することがありますので、あらかじめご了承下さい。
- (2) 売買契約は買受決定の日から20日以内に契約を締結しなければなりません。
- (3) 契約金額は、売買契約締結時に納付して頂きます。ただし、契約保証金として、売買契約締結と同時に契約金額の100分の10以上に相当する額を納付して頂ければ、売買契約締結時の翌日から起算して20日以内に契約金額から契約保証金を差し引いた残額を納付することができます。この場合、期限までに納付がない場合には、契約保証金は町に帰属することになります。
- (4) 建築基準法、三重県の条例等による指導がなされる場合がありますので、あらかじめ関係機関で確認してください。
- (5) 物件は、現状有姿のまま引渡します。その状況を承知のうえ、申込みしてください。本物件に関する境界確認に関する事項は、買受者において執行することとし、境界立会いに関する一切の費用は、買受者の負担となります。
- (6) 現地説明会は実施しません。必ず現地確認を行ってください。
- (7) 購入物件の売買契約書作成に要する印紙税、購入物件の所有権移転に要する登録免許税、契約金額完納後の公租公課その他の経費は、買受者の負担となります。
- (8) 詳細については、受付期間に総務課で配布する「朝日町先着順による町有地売払実施要領」を必ずご覧ください。

問い合わせ先 総務課 377-5651

(位置図)

(物件1)



(物件2)



(物件3)



(物件5)

